

大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２６年３月３１日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第２１号

大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則（平成２０年大和市規則第３７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「理学療法士」の次に「又は作業療法士」を加える。

第４条中「２人」を「３人」に改める。

第７条第２項中「６日」を「１１日」に、「７２日」を「１３２日」に、「要訓練児童及び未熟児の数は１日につき」を「１日につき各機能訓練嘱託員が機能訓練及び助言指導を実施する要訓練児童及び未熟児の数はそれぞれ」に改める。

附 則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。